

十四 第44条の4《事業革新設備等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(承認特定事業者等であるかどうかの判定の時期)</p> <p>44の4 - 1 法人が、措置法第44条の4第1項に規定する事業革新計画に係る承認を受けた法人、同条第2項に規定する高度化等計画に係る承認を受けた法人、<u>同条第3項に規定する高度化計画に係る認定を受けた法人又は措置法令第28条の7第1項に規定する関係事業者若しくは合併新設法人に該当する法人であるかどうかは、その取得し、又は製作した機械及び装置その他の減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p>(注)1 2</p> <p>(非指定事業の用に供される機械その他の減価償却資産)</p> <p>44の4 - 4 <u>措置法令第28条の7第2項</u>.....</p> <p>(棚卸資産の販売等に係る総収入金額)</p> <p>44の4 - 5<u>措置法令第28条の7第2項</u>.....</p> <p style="text-align: right;">(廃止)</p> <p style="text-align: right;">(廃止)</p>	<p>(承認特定事業者等であるかどうかの判定の時期)</p> <p>44の4 - 1 法人が、措置法第44条の4第1項に規定する事業革新計画に係る承認を受けた法人、同条第2項に規定する高度化等計画に係る承認を受けた法人又は<u>措置法令第28条の8第1項に規定する関係事業者若しくは合併新設法人に該当する法人であるかどうかは、その取得し、又は製作した機械及び装置その他の減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p>(注)1 2</p> <p>(非指定事業の用に供される機械その他の減価償却資産)</p> <p>44の4 - 4 <u>措置法令第28条の8第2項</u>.....</p> <p>(棚卸資産の販売等に係る総収入金額)</p> <p>44の4 - 5<u>措置法令第28条の8第2項</u>.....</p> <p>(特定農産加工業者等であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>44の4 - 6 法人が、措置法第44条の4第3項に規定する「特定農産加工業者に該当するもの」又は措置法令第28条の8第9項に規定する「合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人」に該当する法人であるかどうかは、その取得し、又は製作した機械及び装置を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p>(総収入金額)</p> <p><u>44の4 - 7 法人の転換事業兼業割合(措置法規則第20条の9第4項第1号に規定する割合をいう。以下同じ。)の計算に基礎となる同号に規定する総収</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>入金額（以下「総収入金額」という。）とは、同号及びこの通達において特別の定めのあるものを除くほか、同号に規定する事業年度において益金の額に算入されるべき収入金額の合計額をいうものとする。</u></p> <p><u>（内部取引による益金の額の総収入金額からの除外）</u></p> <p><u>44の4 - 8 転換事業兼業割合を計算する場合において、準備金勘定又は引当金勘定の取崩しによる益金算入額、措置法第65条の7第4項の規定による買換資産の益金算入額、同法第66条第2項又は第3項の規定による出資要件を満たさない場合等の益金算入額及び法第48条等の規定による特別勘定の益金算入額並びに資産の評価換えによる益金等の内部取引に関する益金の額は、総収入金額に算入しないものとする。</u></p> <p><u>（固定資産又は山林の譲渡に係る収入金額）</u></p> <p><u>44の4 - 9 措置法規則第20条の9第4項に規定する事業の転換（以下「適用対象外の事業転換」という。）であるかどうかを判定する場合において、総収入金額及び転換事業収入金額（同項第1号及び第2号に規定する収入金額をいう。以下同じ。）から控除することとなる固定資産又は山林の譲渡に係る収入金額には、次に掲げる収入金額又は価額も含まれるものとする。</u></p> <p><u>（1）法第47条に規定する保険金等の金額、法第50条に規定する交換取得資産の価額（交換取得資産とともに取得した交換差金等の金額を含む。）、措置法第64条若しくは第65条に規定する補償金若しくは清算金（収用等の対価たるものに限る。）の金額若しくは交換取得資産の価額又は同法第65条の9の規定により時価により譲渡したものとみなされる交換譲渡資産の価額</u></p> <p><u>（注） 棚卸資産に係る損害保険金の額、経費補助のために交付される国庫補助金等の額並びに収用等の場合の収益補償金及び経費補償金の額は、総収入金額に含まれ、また、それらが転換事業に係るものであるときは転換事業収入金額にも含まれる。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(収入金額の統一的計算) 44の4 - 6 非指定事業収入割合を計算する場合において、.....</p> <p>(圧縮記帳をした技術革新設備の取得価額) 44の4 - 7 措置法令第28条の7第7項各号.....</p> <p>(取得価額の判定単位) 44の4 - 8 措置法令第28条の7第7項各号.....</p>	<p>(2) <u>借地権の譲渡対価の金額及び令第138条第1項に規定する場合に該当する借地権の設定等に伴って収受する権利金等の金額</u></p> <p>(収入金額の統一的計算) 44の4 - 10 非指定事業収入割合を計算する場合又は適用対象外の事業転換であるかどうかを判定する場合において、.....</p> <p>(圧縮記帳をした技術革新設備の取得価額) 44の4 - 11 措置法令第28条の8第7項各号.....</p> <p>(取得価額の判定単位) 44の4 - 12 措置法令第28条の8第7項各号.....</p>

十五 第44条の5《特定余暇利用施設の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の判定単位) 44の5 - 1 措置法令第28条の8第2項.....</p> <p>(附属施設等の意義) 44の5 - 3 措置法令第28条の8第2項.....</p>	<p>(取得価額の判定単位) 44の5 - 1 <u>措置法令第28条の9第2項</u>.....</p> <p>(附属施設等の意義) 44の5 - 3 <u>措置法令第28条の9第2項</u>.....</p>

十六 第44条の6《特定電気通信設備の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳をした特定電気通信設備の取得価額) 44の6 - 2 措置法令第28条の9第5項.....</p> <p>(附属機器等の同時設置の意義) 44の6 - 4 措置法規則第20条の11第4項各号又は第7項第1号若しくは第2号.....</p>	<p>(圧縮記帳をした特定電気通信設備の取得価額) 44の6 - 2 措置法令第28条の10第4項.....</p> <p>(附属機器等の同時設置の意義) 44の6 - 4 措置法規則第20条の11第3項各号.....</p>

十七 第44条の7《商業施設等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(主として公衆の利用に供される共同利用施設の範囲) 44の7 - 1 措置法令第28条の10第1項.....</p> <p>(圧縮記帳をした商業基盤施設の取得価額) 44の7 - 4 措置法令第28条の10第14項に規定する商業基盤施設の取得又は建設に必要な資金の額が10億円以上であるかどうかを判定する場合において、当該商業基盤施設が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>(店舗の意義) 44の7 - 5 措置法令第28条の10第2項第1号.....</p>	<p>(主として公衆の利用に供される共同利用施設の範囲) 44の7 - 1 措置法令第28条の11第1項.....</p> <p>(新 設)</p> <p>(店舗の意義) 44の7 - 4 措置法令第28条の11第2項第1号.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(店舗用の範囲)</p> <p><u>44の7 - 6 措置法令第28条の10第2項第1号</u>..... <u>44の7 - 5</u></p> <p>.....</p>	<p>(店舗用の範囲)</p> <p><u>44の7 - 5 措置法令第28条の11第2項第1号</u>..... <u>44の7 - 4</u></p> <p>.....</p>
<p>(店舗用又は倉庫用に主として供されている部分の判定単位)</p> <p><u>44の7 - 7 措置法令第28条の10第2項第1号</u>.....</p>	<p>(店舗用又は倉庫用に主として供されている部分の判定単位)</p> <p><u>44の7 - 6 措置法令第28条の11第2項第1号</u>.....</p>
<p>(店舗用又は倉庫用以外の用に供されている部分がきん少である場合の特例)</p> <p><u>44の7 - 8 措置法令第28条の10第2項第1号</u>.....</p> <p>..... <u>44の7 - 7</u></p>	<p>(店舗用又は倉庫用以外の用に供されている部分がきん少である場合の特例)</p> <p><u>44の7 - 7 措置法令第28条の11第2項第1号</u>.....</p> <p>..... <u>44の7 - 6</u></p>
<p>(小売商業の用に供されている建物の範囲)</p> <p><u>44の7 - 9 措置法令第28条の10第2項第2号</u>.....</p>	<p>(小売商業の用に供されている建物の範囲)</p> <p><u>44の7 - 8 措置法令第28条の11第2項第2号</u>.....</p>
<p>(特別償却の対象となる店舗等の附属設備)</p> <p><u>44の7 - 10 措置法令第28条の10第2項</u>.....</p>	<p>(特別償却の対象となる店舗等の附属設備)</p> <p><u>44の7 - 9 措置法令第28条の11第2項</u>.....</p>
<p>(特別償却の適用が受けられない部分がある場合の取得価額の区分)</p> <p><u>44の7 - 11 措置法令第28条の10第2項</u>.....</p>	<p>(特別償却の適用が受けられない部分がある場合の取得価額の区分)</p> <p><u>44の7 - 10 措置法令第28条の11第2項</u>.....</p>
<p>(床面積の意義)</p> <p><u>44の7 - 12 措置法令第28条の10第6項、第13項又は第16項</u>.....</p>	<p>(床面積の意義)</p> <p><u>44の7 - 11 措置法令第28条の11第5項又は第8項</u>.....</p>
<p>(食品の保管等を行うために直接必要となる共同利用施設の範囲)</p> <p><u>44の7 - 13 措置法令第28条の10第4項</u>.....</p>	<p>(食品の保管等を行うために直接必要となる共同利用施設の範囲)</p> <p><u>44の7 - 12 措置法令第28条の11第6項</u>.....</p>

十八 第44条の8《特定の拠点地区における産業業務施設の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
(圧縮記帳をした産業業務施設の取得価額) 44の8 - 4 <u>措置法令第28条の11第2項</u>	(圧縮記帳をした産業業務施設の取得価額) 44の8 - 4 <u>措置法令第28条の12第2項</u>

十九 第44条の10《特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
(工場用等の建物及びその附属設備の意義) 44の10 - 3 <u>措置法令第28条の13第3項第1号</u> (圧縮記帳をした輸入関連事業用資産の取得価額) 44の10 - 5 <u>措置法令第28条の13第2項</u> (取得価額の合計額が10億円を超えるかどうか等の判定) 44の10 - 6 <u>措置法令第28条の13第2項</u>	(工場用等の建物及びその附属設備の意義) 44の10 - 3 <u>措置法令第28条の14第3項第1号</u> (圧縮記帳をした輸入関連事業用資産の取得価額) 44の10 - 5 <u>措置法令第28条の14第2項</u> (取得価額の合計額が10億円を超えるかどうか等の判定) 44の10 - 6 <u>措置法令第28条の14第2項</u>